

令和8年度 十日町市ビジネスプラン審査会 募集要項

令和8年8月 十日町市 産業観光部 産業政策課

1 概要

十日町市内で『起業』や『事業の新分野進出（第二創業）』を目指すビジネスプランを募集し、審査会を行います。最優秀プラン、優秀プランに採択された人は、『未来を拓く創業応援事業補助金』の交付対象となり、事業化に必要な経費の支援を受けることができます。

2 応募者の条件

- ・市主催の起業相談会や起業セミナーを受講し、令和10年3月末までに創業予定の人。
- ・市が委託する中小企業診断士から応募プランのブラッシュアップ支援を受けることができる人。
- ・氏名と応募プランの内容の公表に同意できる人。また、審査会のプレゼンテーションを動画配信サービスなどで配信することに同意できる人。
- ・十日町市の地域資源や特徴を生かした事業を行う人。
- ・社会通念上不適切と判断される事業を行わない人。

3 提出書類および提出期間等

下記の書類を提出期間内に電子メールで提出してください。

提出書類等	提出期間等
エントリーシート【規定様式】	令和8年9月30日（水）まで
創業計画書【規定様式】 （最大10枚までとする。）	令和8年11月12日（木）まで
プレゼンテーション資料 （パワーポイントなど）	令和8年11月13日（金）～11月26日（木）
ビジネスプラン審査会への出場 （プレゼンテーション）	令和8年12月22日（火） 会場：段十ろう だんだんテラス

4 参加費

無料 ※審査会に出場する際の交通費、宿泊費などは応募者の自己負担となります。

5 審査方法

創業計画書およびプレゼンテーション（8分程度）の内容を基に、審査員による審査を経て最優秀プランおよび優秀プランを決定します。

※審査員は、副市長、ビジネス分野専門家、金融分野専門家など5名程度で構成

6 採択枠および未来を拓く創業応援事業補助金額

審査会でビジネスプランが採択された場合、下記の補助金の対象となります。

区 分	採択枠	補助率	補助金額の上限
最優秀プラン	1 枠	3/4	100 万円
優秀プラン	最大5 枠	3/4	30 万円

※上記のほか、条件をみたす場合はふるさと納税制度を利用したクラウドファンディングを活用することができます。

【裏面もご覧ください】

7 審査の視点

下記の点を重視した審査を行います。

①新規性	フレッシュな発想であり、競合する他の事業と差別化できる事業であるか。
②実現可能性	市場性があり、現実的で実現可能性の高い事業であるか。
③地域密着性	地域資源の活用や地域課題の解決など、地域に密着した事業であるか。
④成長性、地域経済・産業への貢献可能性	事業が成長し、地域経済・産業への貢献可能性が高い事業であるか。

8 審査結果の発表

ビジネスプラン審査会の最後に会場で結果を発表します。ただし、各応募者の得点や順位は発表しません。

9 留意事項

- ・エントリーシート等は返却しません。
- ・応募プランの知的所有権は、応募者に帰属します。
- ・特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等に十分留意の上応募してください。
- ・応募プランについては、事前に自らの費用と責任において対策を講じた上で、一般に公表しても差し支えない内容のものを提出してください。
- ・応募プランおよび応募者本人の情報（画像・動画データ含む）は、市ホームページへの掲載や報道機関への発表等に使用場合があります。
- ・審査の内容等の詳細は非公表とします。
- ・法人、団体等での応募も可能です。プレゼンテーションは原則として代表者をお願いします。

10 昨年度の審査会の様子

市ホームページ上に昨年度のビジネスプラン審査会の様子を掲載しています。参考までにご確認ください。

<https://www.city.tokamachi.lg.jp/soshiki/sangyokankobu/sangyoseisakuka/1/gyomu/9178.html>



11 書類の提出先・お問い合わせ先

十日町市 産業観光部 産業政策課 産業振興係

〒948-8501 新潟県十日町市千歳町3丁目3番地

電話：025-757-3139（課直通） E-mail：t-sangyo@city.tokamachi.lg.jp

～ 未来を拓く創業応援事業補助金について ～

最優秀プラン、優秀プランに採択された受賞者には、事業化に必要な経費の一部を補助します。

【対象経費】ビジネスプランの事業化に要する経費で次に掲げるもの

- ① 設備に係る経費（機械装置、工具器具購入費、据付費等）、事務所の新築・改修・賃借に係る経費
- ② 試作品製作に要する経費（旅費、原材料費、謝礼等）
- ③ 人件費（補助対象者が個人の場合は、補助対象者および3親等以内の親族並びに補助対象者が法人又は任意の団体の場合は、当該法人又は任意の団体の役員を除く）
- ④ 広告宣伝費（イベント開催・展示会出展経費、消耗品費、旅費、印刷費、講師謝礼等）
- ⑤ クラウドファンディングに係る経費
- ⑥ その他市長が必要と認める経費

【留意事項】

- ・補助金の交付には、納期限が到来した市税を完納していることが要件となります。
- ・補助金の交付を受けた事業主が、補助金交付日から5年以内に廃業または十日町市外に拠点を移すなどの場合は、補助金の返還を求めることがあります。